⑦　行政書士等の代理申請による場合には委任状

［注］

(A)　申請者が一般社団法人等であるときは、②及び④に掲げる書類、①及び⑤に掲げる書類に準ずる書類並びに定款を提出するものとする。

(B)　申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもって③に掲げる書類並びに①及び⑤に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができる。

(a)　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。)建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

(b)　地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。)地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

(c)　補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。)補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

(3)　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書、添付書類は、日本語で作成するものとする。

②　申請書、添付書類中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載するものとする。

4　競争に参加することができない者

(1)　建設工事　次の①から⑥までに掲げる者。

①　契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)及び破産者で復権を得ない者

②　過去２年以内において次のイからチまでの一に該当したと認められる者

イ　契約の履行に当たり、故意に工事又は製造等を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

ロ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

ハ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ　監督又は検査の実施に当たり、当社の社員（以下「社員」という。)の職務の執行を妨げた者

ホ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

ヘ　当社に提出した書類に虚偽の記載をした者

ト　その他当社に著しい損害を与えた者

チ　イからトまでのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者

③　経営状態が著しく不健全であると認められる者

④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑤　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第１項の規定による経営事項審査（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第１第１号の２に規定する審査基準日が平成23年６月30日以降のもの、随時の一般競争(指名競争)参加資格の審査の申請にあっては告示第１第１号の２に規定する審査基準日が申請をする日の１年７月前の日以降のもの。)を受けていない者

さらに、平成25・26年度の資格審査にあたっては、平成24年７月１日付けで改正された基準による経営事項審査の総合評定値（Ｐ）の通知を受けていない者（ただし、平成24年７月１日付けで改正される前の基準に基づいて受審した経営事項審査において､「雇用保険」及び「健康保険及び更生年金保険」に関し、いずれも加入している又は適用除外とされている場合を除く）

⑥　経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑤までに該当する者を含む者

(2)　測量・建設コンサルタント等業務　次の①から⑤までに掲げる者。

①　契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)及び破産者で復権を得ない者

②　過去２年以内において次のイからチまでの一に該当したと認められる者

イ　契約の履行に当たり、故意に調査等を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

ロ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

ハ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ　監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者

ホ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

ヘ　当社に提出した書類に虚偽の記載をした者

ト　その他当社に著しい損害を与えた者

チ　イからトまでのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者

③　経営状態が著しく不健全であると認められる者

④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑤　営業に関し法律上必要な資格を有しない者

5　競争参加者の資格及びその審査　競争参加者の資格審査は、下記の項目について点数を付与し算定した総合数値をもって行う。

(1)　建設工事　４の競争に参加することができない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。４の競争に参加することができない者以外の者については、次の①に掲げる客観的事項の項目及び②に掲げる主観的事項の項目について総合点数を付与し、希望工事種別（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。)ごとに、総合点数の高い順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定し、等級の区分を設けていない工事種別については当該工事における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

①　客観的事項

イ　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第１第１号の１に規定する当期営業年度開始日の直前２年又は３年の各営業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高

ロ　告示第１第１号の２に規定する審査基準日（以下「客観的事項の審査基準日」という。)において建設業に従事する職員で告示第１第３号の１㈠から㈤までに掲げる者（以下「技術職員」という。)の希望工事種別ごとの数（ただし、１人の職員に技術職員として申請できる建設業の種類は２までとする。）

ハ　告示第１第３号の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。)について算定した希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高

ニ　告示第１第１号の２及び3、第２号並びに第４号に規定する項目（これらの規定中「審査基準日」とあるのを「客観的事項の審査基準日」と読み替えたものをいう。）

②　主観的事項

イ　平成24年10月１日の前日までの４年間における当社発注工事に係る希望工事種別ごとの工事成績

ロ　平成24年10月１日の前日までの４年間における当社発注工事に係る希望工事種別ごとの特別な工事（技術的難度の高い工事）の成績